

七時會社ヲ訪シ會社代表ト會見會社側ノ回答ヲ承認スル
 青傳ニ別記(三)条件ニテ四滿解決セリ
 右及用(通)報候也

別記(一)

靜岡實業株式會社、彼等が貸し出す
 きて今三回南支組会より左記の労働条件一々改善に干して貴社との
 間に隔意なき作協議を以しはるるが通通知申上り也

南支の提案条件付けたに、如くには是外

提案 条件

- 一 金金を於毎々金を拾五系代貸されはし
- 二 空航の川一五子迄又五系方面より自備の時五系金を支給されは
- 三 空航本航より手増の付入東計一押自方面を毎五子方面は五系五丁敷
 支給されはし
- 四 空航を航より自備の時五系金を五丁敷支給されはし
- 五 空航又五系、水月五系備の時五系五丁敷支給されはし
- 六 付込金は二日に於五系十二日於五系二十二日於五系を実の元々
- 七 怪我及病業より三月以上経過したる時は付込を備存より一月十
 五系を支給されはし 但し仕分付込と令付込に別し
- 八 廻には自備の時五系五丁敷より直ちに航主に於き支給を受けること